

飲食店への営業時間短縮要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、まん延防止等重点措置の対象となった区域にある飲食店に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき、下記のとおり営業時間の短縮要請を行います。また、要請にに応じていただいた店舗に対する協力金の支給を行います。

記

1. 営業時間の短縮要請の概要

- (1) 要請内容 営業時間の短縮要請
- (2) 対象区域 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町
- (3) 対象施設 飲食店(※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの場合は、営業時間短縮要請の対象外)
- (4) 要請期間 令和3年8月8日(日)0時から令和3年8月31日(火)24時まで〔24日間〕
- ※準備期間8月8日～11日の4日間、12日以降の営業時間の短縮は必須
- (5) 要請内容
- ・午後8時から午前5時までの営業は自粛
 - ・酒類提供(利用者による酒類の持ち込み含む)は終日行わないこと
 - ・カラオケを行う設備を提供している場合、当設備の利用を終日停止すること(カラオケボックスは対象外)

2. 協力金制度の概要

- (1) 対象事業者 対象区域内で要請に応じた事業者
- ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
 - ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
- (2) 支給条件
- ・ふじのくに安全安心認証を申請する等、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
 - ・時短要請準備期間を除き、全ての期間において要請にに応じていること
- (3) 金額
- ・中小企業：3万円～10万円(日あたり売上高の4割) × 協力日数(店舗あたり)
 - ・大企業(中小企業で希望する者を含む)：(日あたり売上減少額の4割)[※] × 協力日数(店舗あたり)
- ※上限額は20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高の4割のいずれか低い額

＜協力金支給、不支給の例＞（感染拡大防止の取組みを行い、営業時間の短縮を実施○）

[illegible]

大規模な集客施設への営業時間短縮要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、まん延防止等重点措置の対象となった区域にある大規模な集客施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり営業時間の短縮要請を行います。また、要請に応じていただいた店舗に対する協力金の支給を行います。

記

1. 営業時間の短縮要請の概要

- (1) 要請内容 営業時間の短縮要請
- (2) 対象区域 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町
- (3) 対象施設 大規模な集客施設（詳細は別紙参照）
（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの場合は、営業時間短縮要請の対象外）
- (4) 要請期間 令和3年8月8日（日）0時から令和3年8月31日（火）24時まで〔24日間〕
（準備期間は8月8日～11日の4日間で、12日以降の営業時間の短縮は必須）
- (5) 営業自粛時間 午後8時から翌朝午前5時まで
（映画館は午後9時から翌朝午前5時まで、イベント開催時は午後9時から翌朝午前5時まで）
- (6) 留意事項 酒類提供（利用者による酒類の持ち込み含む）は終日行わないこと

2. 協力金制度の概要

- (1) 対象事業者 対象区域内で要請に応じた事業者
- ・対象区域に対象施設を有する企業及び個人事業主
 - ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
- (2) 支給条件
- ・時短要請準備期間を除き、全ての期間において要請に応じていること
- (3) 金額（店舗あたり）
- ・大規模施設：自己利用部分面積 1,000m² 毎に 20 万円/日 × ((短縮した時間) / (本来の営業時間))
 - ・テナント：自己利用部分面積 100m² 毎に 2 万円/日 × ((短縮した時間) / (本来の営業時間))

＜協力金支給、不支給の例＞（感染拡大防止の取組みを行い、営業時間の短縮を実施○）

[illegible]

大規模な集客施設（建築物の床面積の合計が 1,000m² 超）について

分類	対象施設	要請
イベント 関連施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	○人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内 ○午後 8 時までの営業時間短縮 (イベント開催時は午後 9 時まで) ○映画館は午後 9 時までの営業時間短縮
	集会場、公会堂 など	
	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	
	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	
商業施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	○午後 8 時までの営業時間短縮
	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	
	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	